

社会福祉士 団体補償制度のご案内

この保険は、都道府県社会福祉士会 会員専用の補償制度です。

社会福祉士 賠償責任保険制度

1ページをご覧ください。

社会福祉士(専門職)としての賠償責任を問われた場合の補償制度です。

【Aプラン】(勤務型)

病院や福祉施設、福祉事務所などに勤務されている方専用のプランです。

【Dプラン】(フリー型)

都道府県社会福祉士会の会員であれば、どなたでもご加入いただけます。

【スーパービジョンオプション】

スーパービジョンの実施に起因する事故を補償の対象に追加するオプションです。

【Aプラン】にセットすることができます。

※【Dプラン】は、基本補償でスーパービジョンが補償されます。

【現金オプション】

受託する現金・貴重品に対する損害賠償責任を補償の対象に追加するオプションです。

【Aプラン】【Dプラン】ともにセットすることができます。

保険期間：平成29年6月1日(午後4時)～平成30年6月1日(午後4時)の1年間

本年度の加入申込締切：平成29年5月12日(金)〈消印有効〉



- ・「独立型社会福祉士名簿」登録会員の皆さまには、専用の【Bプラン】のご案内を別途送付させていただきますので、そちらをご覧ください。
- ・「成年後見業務に関わる事故は対象になりません。なお、「ばあとなあ名簿」登録会員の皆さまは、専用の【Cプラン】にご加入いただくこととなります。



昨年度ご加入の皆さまへ

この保険制度は自動更改方式としております。昨年度ご加入いただいた方は改めて手続きを行う必要はございません。

※昨年度の契約内容を変更される場合、継続を中止したい場合などは、裏表紙の取扱代理店までお知らせください。

中途加入の取扱いについて

毎月15日を加入締切日(返信用封筒の消印有効)とし、翌月1日(午後4時)を保険責任開始日として、中途加入いただくことができます。

社会福祉士賠償責任保険制度

(社会福祉士特約付業務過誤賠償責任保険)

Aプラン(勤務型)・Dプラン(フリー型)

社会福祉士賠償責任保険制度とは

社会福祉士の業務遂行に伴い、万一の不測の事態により法律上の損害賠償責任を負われた場合などに補償する制度で、会員の皆さまが安心して業務に従事できる環境を整える目的で開発されたものです。公益社団法人日本社会福祉士会が会員を代表して契約者となり、保険会社と団体契約を行い、会員にかぎりご案内する補償制度です。

社会福祉士は、専門職業人として、法律上の損害賠償責任を負う場合があります。

「社会福祉士」は他の専門職と同様に、専門職としての固有の責任を問われることがあります。他の専門職として医師・看護師などの医療従事者や弁護士・司法書士などの法曹資格者などがあげられますが、これらの方はそれぞれの専門職賠償責任保険制度があります。

「私は施設に勤務しているので、私が事故を起こしても施設側が使用者責任を負うのだから私には責任はおよばない。」とか、「私はボランティアで相談に乗っているだけだから、責任は発生しない。」ということにはなりません。社会福祉士個人は「社会福祉士」という専門職として専門的知識・経験を有しているため、社会福祉士個人が法律上の損害賠償責任を負わされる場合があります。

賠償請求を行うのは社会福祉士ではなく、相手方です。

仕事などは全てが完璧なわけではなく、大小問わずミスはつきものです。社会福祉士本人としては重大なことではないと考えていても、賠償請求は利用者やその関係者が起こすものです。実際に請求を受けた場合、本人に責任がない場合は「責任がないこと」を反論していく必要があります。また、「損害賠償訴訟には勝った、でも弁護士費用は自己負担。」では社会福祉士個人の生活を守ることはできません。

補償内容について

<社会福祉士賠償責任保険について>

被保険者(保険の補償を受けられる方で、社会福祉士の皆さまとなります。以下同様です。)が、日本国内で社会福祉士としての業務遂行に起因して法律上の損害賠償責任を負担されること(次に掲げる場合にかぎります。)によって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に損害賠償請求された場合にかぎります。

- 業務遂行責任……………業務上(※1)の事故または施設の所有、使用または管理(注)により発生した他人の身体の障害(※2)または財物の損壊(※3)について法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 人格権侵害賠償責任……………業務上(※1)の行為に起因する人格権侵害について法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 個人情報漏えい賠償責任……………業務上(※1)取り扱う個人情報の漏えいに起因して法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 経済損害賠償責任……………業務上(※1)の行為に起因して発生した他人の経済損害について法律上の損害賠償責任を負担された場合
- 受託物賠償責任……………業務上(※1)被保険者が占有・使用・管理する他人の財物(現金・通帳・キャッシュカードなどを除きます。(※4)の損壊(紛失・盗難・詐取を含みます。))について、正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合

(※1)社会福祉士としての業務をいいます。なお、Aプランの場合は、施設での勤務中に限定されます。ただし、スーパービジョンオプションにご加入いただいた場合は、勤務外のスーパービジョンも補償の対象となります。

(※2)傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(※3)財物の滅失、損傷または汚損をいいます。

(※4)現金オプションにご加入いただいた場合、補償対象となります。

(注)施設の所有、使用または管理による事故は、Aプランでは対象外です。(Dプランのみ対象。)

<現金オプションにご加入の場合>

○受託現金・貴重品賠償責任

業務上被保険者が占有・使用・管理する他人の現金・通帳・キャッシュカードなどが盗難・損壊・紛失・詐取されたことにより、その現金・通帳・キャッシュカードなどについて正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合

<傷害総合保険(ケガの死亡・後遺障害)について>

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な事故例

次のような事故が発生した場合に保険金をお支払いします。



●要介護者と接触し、転倒させてしまい、要介護者の足が骨折し損害賠償請求を受けた。(業務遂行・対人賠償)



●相談業務のため、利用者宅を訪問した際、棚にあった花瓶を落としてしまい、損害賠償請求を受けた。(業務遂行・対物賠償)



●利用者の名前を誤って公表してしまい、プライバシーの権利の侵害だとして利用者から損害賠償請求を受けた。(人格権侵害)



●行政より一人住まい老人の訪問調査を受託し、名簿を受け取ったがその名簿を電車で置き忘れ、取得した第三者により悪用され、損害賠償請求を受けた。(個人情報漏えい)



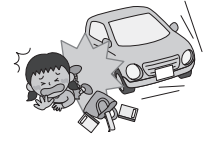
●介護保険の申請を失念し、利用者到自己負担を発生させてしまった。(経済損害)



●利用者から預かっていた財物を破損させてしまった。(受託物賠償)



●公共料金の支払いを依頼され、利用者から預かった通帳が何者かに盗まれ、お金を引き出された。(現金オプション加入の場合)



●交通事故にあい、亡くなられた。(ケガの補償)

保険金額について

<基本補償>(保険期間1年)

補償内容			保険金額		
				Aプラン	Dプラン
賠償責任保険	損害賠償金	業務遂行 対人賠償責任	1事故	1億円	1億円
		対物賠償責任	1事故	1,000万円	5,000万円
		人格権侵害	期間中	100万円	100万円
		個人情報漏えい賠償責任	期間中	100万円	100万円
		経済損害賠償責任	期間中	100万円	200万円
		受託物賠償責任	期間中	100万円	100万円
	費用	対人見舞費用	期間中	3万円	3万円
初期対応費用		期間中	100万円	100万円	
傷害総合保険*	死亡・後遺障害			5万円	5万円

※上記以外に費用保険金をお支払いします。詳しくは下記の「お支払いする保険金の種類」をご覧ください。

* (団体割引15%、職種別A級適用)

<現金オプション>

受託現金・貴重品賠償責任 (現金・キャッシュカード・通帳の盗難など)	期間中	100万円
---------------------------------------	-----	-------

掛金(制度運営費300円が含まれます。)について

<基本補償>

	Aプラン	Dプラン
年間掛金 (保険料+制度運営費)	2,800円	12,250円

<スーパービジョンオプション>

	Aプラン	Dプラン
年間掛金 (保険料)	750円	セットできません。 (補償されています。)

<現金オプション>

	Aプラン	Dプラン
年間掛金 (保険料)	500円	

スーパービジョンオプションは、Aプランでは施設などの勤務中に限定していた補償範囲に、勤務外のスーパービジョンを追加するものです。なお、スーパービジョン中に係る保険金額は、Aプランに同じです。

※制度運営費は、口座振替の手数料、パンフレットなどの作成料、郵送料の一部に充当させていただきます。

中途加入時の掛金について(Aプラン、Dプランの掛金には制度運営費300円が含まれます。)

加入日	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1
加入締切日	6/15	7/15	8/15	9/15	10/15	11/15	12/15	1/15	2/15	3/15	4/15
Aプラン	2,600円	2,400円	2,180円	1,970円	1,760円	1,570円	1,360円	1,140円	940円	740円	540円
Dプラン	11,260円	10,260円	9,270円	8,260円	7,270円	6,280円	5,280円	4,290円	3,290円	2,290円	1,300円
スーパービジョン	690円	630円	560円	500円	440円	380円	310円	250円	190円	130円	60円
現金オプション	460円	420円	380円	330円	290円	250円	210円	170円	130円	80円	40円

※中途加入の場合、毎月15日までに書類が到着した場合は、その月の翌月1日からの補償開始となります。

Aプランご加入時にご注意ください

【雇用関係について】

施設に勤務しており労働法上に定める雇用契約がある場合に「Aプラン」にご加入いただけます。ただし、「業務委託契約」などの形で職員として勤務している場合は「Aプラン」にご加入いただけません。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

お支払いする保険金の種類と内容・保険金をお支払いできない主な場合

お支払いする保険金の種類と内容

【賠償責任】

①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者にてん補すべき損害賠償金。ただし、損害賠償金をてん補することによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②権利保全行使費用	被保険者が普通約款第20条(損害の防止軽減)(1)①の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③損害防止費用	被保険者が普通約款第20条(損害の防止軽減)(1)②の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用
④争訟費用	被保険者が損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤協力費用	被保険者が普通約款第22条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の協力のため支出した費用
⑥初期対応費用	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合に支出した事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、事故原因調査費用、事故現場の清掃費用などです。(対人・対物賠償事故のみがお支払いの対象となります。保険期間を通じ100万円が限度。ただし、事故原因調査費用については30万円が限度となります。)
⑦対人見舞費用	被保険者の業務遂行に起因して身体障害が発生した場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出した見舞金もしくは見舞品の購入費用等。1名および保険期間を通じて3万円限度。

※上記⑤⑥および⑦の各種費用の支出にあたっては、損保ジャパン日本興亜の事前の書面による同意(⑤および⑦)または承認(⑥)が必要となります。

※上記①②③および④を合算して保険金額が限度となります。

※結果的に損害賠償責任が発生しない場合でも③および⑤から⑦まではお支払いします。

【傷害(傷害総合保険)】→詳しくは7ページをご覧ください

死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。

※死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害の保険金額が限度となります。

※死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償責任共通】

- (1) 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- (2) 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
- (3) 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- (4) 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- (5) 平成12年4月1日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (6) 平成12年4月1日より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実を起因する損害賠償請求
- (7) この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- (8) この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (9) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質(固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染もしくは汚濁の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。以下同様とします。)の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- (10) 直接であると間接であるとを問わず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます。)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- (11) 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する損害賠償請求
- (12) 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- (13) 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- (14) 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- (15) 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- (16) 他の被保険者からなされた損害賠償請求

など

【賠償責任—業務遂行固有・施設固有】

- (1)自動車、航空機、車両、船舶もしくは動物の所有・使用または管理に起因する損害賠償請求
- (2)屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等により発生した財物の損壊に起因する損害賠償請求 など

【賠償責任—経済損害固有】

- (1)被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)または他人に損害を与えることをこれらの者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- (2)業務の不具合改善または業務の再履行についてなされた損害賠償請求
- (3)特許権、著作権、商標権など知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- (4)被保険者の破産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求
- (5)株主代表訴訟
- (6)被保険者が業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任に起因する損害 など

【賠償責任—個人情報漏えい固有】

- (1)ご契約者または被保険者が法令に違反することを知らず(知っていたと推定される場合を含みます。)行った行為に起因する個人情報漏えい
- (2)被保険者に対して行政機関からの指導または個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第34条(勧告及び命令)の規定による勧告もしくは命令(以下「指導等」といいます。)がなされた場合において、その指導等がなされてから被保険者が必要または適切な措置を完了するまでの間に発生した、その指導等の対象となった個人情報の取り扱いに起因する事故
- (3)国または公共団体の公権力の行使(法律等による規制または要請を含みます。)による個人情報の差押え、取用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、このかぎりではありません。
- (4)客観的に発生した事実が確認できない事故
- (5)偽りその他不正な手段により取得した個人情報に発生した事故
- (6)被保険者が支出したと否とを問わず、違約金の支出に起因する損害賠償責任
- (7)被保険者の役員または個人情報共同利用者などからなされた損害賠償請求
- (8)個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因してなされた損害賠償請求
- (9)被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しないまたは公表しないことに起因してなされた損害賠償請求
- (10)個人情報以外の情報の流出に起因してなされた損害賠償請求
- (11)次に掲げる事由を原因とする損害賠償請求 など
イ.信用のき損 ロ.信用の失墜 ハ.風評損害 ニ.企業のイメージまたはブランドの劣化

【賠償責任—受託物固有】

- (1)ご契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは使用人(被保険者との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払を受ける者をいいます。以下同様とします。)が行い、または加担した受託物の盗取・詐取に対して負担する損害賠償責任
- (2)被保険者の使用人が所有または使用する受託物に発生した損壊に対して負担する損害賠償責任
- (3)受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した損壊に対して負担する損害賠償責任
- (4)原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物自体に発生した損壊に対して負担する損害賠償責任
- (5)屋根、扉、戸、窓、通風口などから入る雨、雪等に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (6)受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (7)被保険者が、委託者の承諾なく受託物を使用し、または第三者に保管させている間に生じた受託物の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (8)受託物のうち自動車、船舶または航空機に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (9)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属・美術品、骨董品、勲章、き草、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託物(金型を含みません。)の損壊に対して負担する損害賠償責任(現金オプションプランの場合は、補償の対象となります。) など

【賠償責任—人格権侵害固有】

- (1)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた行為
- (2)最初の不当行為が保険期間が開始する前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた行為
- (3)事実と異なることまたはその行為により人格権侵害が生じることを知らず、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
- (4)広告宣伝、放送または出版を業とする被保険者により行われた行為 など

【賠償責任—現金オプション(受託現金・貴重品)固有】

- <1>【賠償責任—受託物固有】に記載の(1)から(8)まで
<2>次の①から④までに起因する損害 など
①手形・小切手の不渡り、支払拒絶 ②金利負担 ③価値の下落 ④価格の変動

【ケガー死亡・後遺障害保険金】

- (1)故意または重大な過失
- (2)自殺行為・犯罪行為または闘争行為
- (3)脳疾患、疾病または心神喪失
- (4)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。)のないもの
- (5)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらに連携するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。))を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- (7)ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー登場等の危険な運動を行っている間の事故
- (8)自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明) 社会福祉士賠償責任保険<業務過誤賠償責任保険・傷害総合保険>

- 商品の仕組み: この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款に社会福祉士特約条項および各特約条項をセットしたものと、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものを組み合わせたものです。
- 保険契約者 : 公益社団法人日本社会福祉士会
- 保険期間 : 平成29年6月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 平成29年5月12日(消印有効)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者: 都道府県社会福祉士会会員
 - 被保険者: 都道府県社会福祉士会会員ご本人
 - お支払方法: 平成29年7月に口座振替(集金代行会社による)となります。
 - お手続き方法: 添付の加入依頼書、口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、所定の封筒にて取扱代理店までご送付ください。既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。傷害総合保険のご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別は、職種別表をご確認ください。継続加入を行わない場合や住所等の変更があった場合は、取扱代理店までご連絡ください。ご連絡をいただいた後に送付させていただきます。ご提出の書面に必要事項を記入し、ご提出いただけます。
 - 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日(消印有効)までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成30年6月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月に口座振替します。
 - 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 傷害総合保険の団体割引は、保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】<業務過誤賠償責任保険>

- 保険金をお支払いする主な場合: 3ページ「お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。
- 保険金をお支払いできない主な場合: 3ページ「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと<業務過誤賠償責任保険>

- 業務過誤賠償責任保険は、社会福祉士特約条項および各特約条項、追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜に照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。また、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 実際にご契約いただくお客さまの掛金(保険料および制度運営費)につきましては、別途取扱代理店から送付させていただく口座振替のご案内にてご確認ください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の締結
この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事) 90%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 10%

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意<業務過誤賠償責任保険>

■告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
 (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 (注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
- ② 損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項

■通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご確認ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
 (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
 (4) 重大事由による解除等
 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら<業務過誤賠償責任保険>

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を、遅滞なく損保ジャパン日本興亜にまで、所定の事故報告書でご報告ください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ② 被保険者の身体の傷または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等
質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等 承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この帳票は概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
- また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの帳票に記載した内容をお伝えください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】<傷害総合保険>

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額 =死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッキング等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額 =死亡・後遺障害保険金額 ×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)<傷害総合保険>

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。))を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)<傷害総合保険>(続き)

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でのご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でのご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減

されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○ 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等)についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故が起これば

● ただちに、次ページの「事故報告書」をコピーのうえ、詳細をご記入いただき、損保ジャパン日本興亜まで FAXにてご連絡ください。損保ジャパン日本興亜より保険金請求に必要な書類・手続きをご案内します。

※ 事故が発生してから30日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

● 賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜と相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 本店企業保険金サービス部
 団体保険金サービス課 御中
 (FAX 03-3385-5500)

年 月 日

加入依頼人(被保険者)

(会員番号: _____)

住所 〒 _____

TEL _____

FAX _____

社会福祉士団体補償制度 事故報告書

1.	加入内容 加入プラン (○印を付けてください)	社会福祉士賠償責任保険制度(Aプラン ・ Dプラン)
2.	被保険者氏名	(フリガナ) 年齢 性別
3.	被保険者住所	〒 _____ 連絡先 TEL _____
4.	事故日	年 月 日() 午前・午後 時 分頃
5.	事故場所	
6.	事故原因・状況	
7.	ケガの部位・程度 (傷害事故の場合)	入院()日 ・ 通院()日・休業()日
8.	病院名 (傷害事故の場合)	連絡先 _____
9.	被害者氏名 (賠償事故の場合)	(フリガナ) 連絡先 _____
10.	被害の程度 (賠償事故の場合)	
11.	損害の程度 (物損害の場合)	損害額見込(約 _____ 円)
保険会社使用欄	保険種類	賠償 傷害総合
	証券番号	
	契約者	公益社団法人 日本社会福祉士会
	扱代理店	マッシュ(N4845)

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社マッシュ

(本社)〒173-0012 東京都板橋区大和町48-15-307
TEL:03-5375-2713
FAX:050-1544-7356
(栃木支店)〒321-0131 栃木県宇都宮市宮の内4-150-6
[受付時間]平日の9:00~17:00
(土日、祝日、8/13~8/15、12/30~1/5を除きます。)

●幹事引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-5137 FAX:03-6388-0154
[受付時間]平日の9:00~17:00(12/31~1/3を除きます。)
(引受保険会社)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
(社会福祉士賠償責任保険制度のみ)

団体保険契約者

公益社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

●損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代行業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。